

手数料に関して

当社は、職業安定法に基づき、以下の通り届出制手数料率等の上限を定めております。求人者の皆さまと当社との個別の職業紹介における手数料等については、お見積書で提示後、契約書で定めております。なお、求職者の皆さまにつきましては、職業安定法の定めにより、一切の手数料は発生いたしません。

サービスの種類および内容	手数料の額および負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	〔無期雇用の場合〕 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている賃金）の最大 40%（手数料負担は、求人者とします）
	〔有期雇用の場合〕 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている賃金）の最大 40%（手数料負担は、求人者とします）
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40%（手数料負担は、求人者とします）

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。